

川崎市聴覚障害者情報文化センター
当事者運営あり方検討委員会中間報告書

平成20年9月

社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会

川崎市聴覚障害者情報文化センター

「川崎市聴覚障害者情報文化センター」当事者運営あり方検討委員会

中間報告書

平成20年9月

【 1 はじめに 】

川崎市社会福祉協議会（以下当会という）はこれまで、ろうあ者相談員の設置、聴覚障害者情報保障事業といった市内の聴覚障害者福祉に係る事業を受託し、平成12年からは「聴覚障害者情報文化センター」（以下センターという）の運営を担ってきた。地方自治法の改正による指定管理者制度の開始に伴い、平成18年から平成22年までは指定管理者として指定されている。

これらの事業を実施してきた中で、市内聴覚障害者福祉の拠点であるセンターの運営を当事者である聴覚障害者団体が担うことの意義と必要性を当事者はもとより、住民主体の地域福祉推進を支える当会としても何度となく掲げてきた。【資料 No.1】

まず、平成12年 聴覚障害者情報文化センター設立にあたり、事業受託の有力候補であった当会として検討し「聴覚障害者情報提供施設検討報告書」【資料 No.2】をまとめた。その中で『施設の管理・運営は本来的には聴覚障害者団体が行うのが望ましく、他県市では委託されている。しかし、実績のある法人組織に委託するという川崎市の基本的な考え方もあり、本会が受託する。』としたが、『将来的には、聴覚障害者団体が法人格を取得し、施設の管理・運営を継承できるよう期待したい。』と掲げた。

平成14年に出された当会の「地域福祉活動推進計画」（以下第1期計画という）の策定にあたっては、策定作業委員会の委員と当事者団体との懇談会（ヒアリング）が行われた。その中で『当事者による情報文化センターの将来的な受託運営』を望む意見が出された。この意見を受け止め、第1期計画の中に『当事者運営に向けての検討委員会の設置』を掲げた。

これに基づき、平成16年度から「当事者運営あり方検討委員会」での協議が開始され、NPO川崎市ろう者協会および川崎市中途失聴・難聴者協会をはじめ、川崎市登録手話通訳者団、川崎市登録要約筆記者協会といった聴覚障害者に向けた情報保障援護団体、川崎市身体障害者協会、川崎市聴覚障害者親の会など、当事者団体と関係団体による検討を重ねてきた。

また、第1期計画に続く「第2期地域福祉活動推進計画」では『次期指定管理における当事者団体による施設経営について委員会開催を継続』とし、その検討を継続してきた。

このたび、「当事者運営あり方検討委員会」の第5回委員会において、当事者運営について一定の方向性が出されたことを受けて、ここに中間報告書としてまとめた。引き続き、最終報告にむけて各方面からのご意見ご要望をお寄せいただきたい。

【 2 センターの当事者運営あり方検討委員会での検討の経過 】

平成 17 年 2 月 第 1 回委員会

議題：経過の確認、資料配布、各団体の意見

- <川ろう協> ・すべての聴覚障害者の福祉向上を考えるべき
- <川難聴> ・川身協も含めたいろいろな運営形態を考えたい
- <センター> ・当事者運営（川聴協・川難聴）が望ましい。難しければ県センター運営の神奈川聴覚障害者総合福祉協会も視野に。

平成 18 年 2 月 第 2 回委員会

議題：市社協運営の現状と組織、意見交換

- <川ろう協> ・自立支援法の差し迫った問題が一段落したら、検討委員会を当事者である私たちが開いていき、青写真を考えたい。資料準備などセンターの協力がほしい。
- <川難聴> ・現在の運営委員会の延長、発展的な形としてつなげたい。
・今の運営委員会の関係団体を基本に何らかの組織を作る。
- <川身協> ・当事者が主体となった法人格を作る方向性がよいと思える。
- <センター> ・あり方検討委員会はセンターが事務局。今後当事者運営に向けた本格的な準備は、各団体が中心となって自らの問題として捉えてほしい。

平成 19 年 3 月 第 3 回委員会

議題：当事者運営についての各団体からの意見交換

- <川ろう協> ・学習を積み重ね、3月理事会で「当事者運営に手を挙げること」ことで一致した。学習など具体的な取り組みはまだ。各団体・センターと相談しながら進めたい。
・今の段階では川ろう協が単独で手を上げ、関係団体と運営委員会等と一緒に話し合っていきたいと考える。
- <川難聴> ・川難聴として意識・考えがまとまっていない。運営団体はお金が必要。平成20年から法人設立の費用が300万になる。各団体で話し合っ進めたい。
- <通訳者団> ・ここで言う当事者とは「ろう者」「難聴者」だととらえる。センター運営委員会で法人格を取るという案も昨年出た。が、今からでは間に合わない。ろう協が手を挙げるなら労をいとわず協力する。
- <川要協> ・具体的には話し合っていない。が、全体の団体で法人を取るとなると準備が間に合わない。
- <センター> ・第2期計画、平成19年度次期指定管理者の検討、平成20年度次期指定管理者の方向決定、平成23年度当事者運営となっている。

議題：各団体の取り組み報告

- <川ろう協> ・平成19年7月4団体で「当事者運営」をテーマに合同学習会開催。ろう協として12月から月1回センターと検討。2月黒崎氏を招き勉強会。県の法人格取得準備は想像より短く約1年とのこと。将来的なことを考え関係団体と共に社会福祉法人格を取ることを目指したいと方向が変わった。2月26日市社協齋木部長に協力をお願いし、3月13日障害福祉課に当事者運営の意思表示を行った。法人格取得についていくつか質問し、今回回答を待っている。約800万必要か。基本財産等資金についていくら必要かは市に確認中だが、カンパやフォーラム開催などで集めたい。他団体にも協力をお願いしたい。
- <川難聴> ・特に話し合っていない。
- <通訳者団> ・5月に団研修。7月に合同学習会。ろう協が手を挙げるなら協力することは確認した。
- <川要協> ・7月合同学習会。それ以降理事会で話している。ろう協が手を挙げるなら協力する。要約筆記関係が手薄にならないようにしたい。
- <センター> ・センターとしては三つ。
1. 社会福祉法人であってほしい(社会的な信用面で)
2. 「NPO法人で運営し、5年後社会福祉法人へ」の場合、職員が一度社協を辞め、またもう一度NPO法人をやめる形になり労働条件の悪化となる。避けてほしい。
3. 三つの方法で検討してほしい。
NPO 川崎市ろう者協会スタート
川崎独自の社会福祉法人格取得
社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会も視野に入れる
- <委員会まとめ> 次回7月のあり方検討委員会を目途として、当事者であるNPO川崎市ろう者協会がまとめ役となり、4団体で情報共有・学習・検討をし、意見をまとめる場を設けて作業を進めてほしい。そのまとめを受けて、方向性を出し具体的な準備に入りたい。

平成20年 7月 第5回委員会でのまとめ

議題：各団体検討結果の報告、方向性の決定、今後の取り組みについて

<川ろう協> 前回の委員会での確認事項をもとに、4団体（川ろう協・川難聴・川通団・川要協）で当事者運営に向けて4月～7月の間検討を重ね、次のとおり方向性をまとめた。

（ア）社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会に手を挙げてもらう方向で進める。

（イ）目的は、聴覚障害者情報提供施設の運営の範囲にとどまらず、将来的には聴覚障害者が安心して利用できる社会資源の創設も視野に入れ、幅広い聴覚障害者福祉発展を目指すこと。そのために川崎市の単位でなく、県の単位で神奈川県全体の力を合わせていく。

（ウ）目的実現のスタートの場所として川崎の情文センターの運営を担う。

（エ）第4回委員会での要請を受け、当事者である4団体（川ろう協・川難聴・川通団・川要協）で「川崎市聴覚障害者情報文化センターの当事者運営を目指す準備委員会」（以下準備委員会）を設立した。【資料 No.3】

（オ）別途当事者団体を含め資金作り等に取り組んでいきたい。その足がかりとして9月23日に決起集会を行う予定。

<センター> あり方検討委員会の中で上記のまとめが出され確認された。今後のあり方検討委員会の役割としては、必要な時期に委員会を開催し、準備委員会の取り組み経過を確認・共有し、川身協や親の会の委員の方々にも関わっていただく方向で進めたい。

【 3 まとめとして 】

当事者運営あり方検討委員会で平成16年度第1回の委員会から平成19年度第4回の委員会まで検討を積み重ね、平成20年4月から7月にはNPO川崎市ろう者協会がまとめ役となり、川崎市中途失聴・難聴者協会・川崎市登録手話通訳者団・川崎市登録要約筆記者協会の4団体で、学習・検討を行い、そのまとめは平成20年7月の第5回委員会で次のとおり報告・確認された。

、当事者である NPO 川崎市ろう者協会・川崎市中途失聴難聴者協会・川崎市登録手話通訳者団・川崎市登録要約筆記者協会の4団体が、次期指定管理期間から当事者運営を行えるよう「川崎市聴覚障害者情報文化センターの当事者運営を目指す準備委員会」を立ち上げ、具体的な取り組みを始める。

川崎市内の範囲にとどまらない、県域全体の幅広い聴覚障害者福祉の発展を目指すことを目的とし、その目的を達成するために社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会に指定管理者として手を挙げてもらう方向で働きかけを行う。

将来的には聴覚障害者が安心して利用できる社会資源の創設も視野に入れ、聴覚障害者情報提供施設の運営をそのスタートとして位置づける。

今後の課題と調整事項

- 1) 次期指定管理におけるセンター機能の拡充とそれに見合う人的及び予算の提案
 - ・職員体制の見直し
 - ・事業の拡充
 - ・設備等の補修や更新などの目標設定
 - ・月曜開館への対応検討
- 2) 次期指定管理応募への支援、川崎市社会福祉協議会から次期指定管理者へのスムーズな移管が行われるよう情報提供等
 - ・現在のセンターの会計、事業、設備等の管理運営についての情報提供
 - ・応募事務手続き等への援助
- 3) 指定管理者移管にあたっての問題点・課題の確認
 - ・会計、事業、設備の引き継ぎにあたっての調整
 - ・現職員（当会職員）の身分保障

年 度	あり方検討委員会の内容
平成20年度	1) の検討 あり方検討委員会での協議についてセンター運営委員会で報告
平成21年度	2) の検討 3) の検討 あり方検討委員会での協議についてセンター運営委員会で報告 平成22年2月 最終報告書素案づくり
平成22年度	平成22年4月 最終報告書まとめ

平成 20 年度

川崎市聴覚障害者情報文化センター当事者運営あり方検討委員会

平成 20 年 6 月現在

委員名	所 属
小 海 秀 純	NPO法人 川崎市ろう者協会
井 上 正 之	NPO法人 川崎市ろう者協会
伊 藤 実	川崎市中途失聴・難聴者協会
伊 藤 雅 子	川崎市中途失聴・難聴者協会
福 地 正	川崎市聴覚障害者親の会
宮 沢 利 夫	川崎市登録手話通訳者団
勝間田 麗 子	川崎市登録要約筆記者協会
長 瀬 光 正	川崎市身体障害者協会
尾 上 秀 夫	川崎市聴覚障害者情報文化センター

川崎市聴覚障害者情報文化センターの変遷

【川崎市社会福祉協議会の歩み - 創設五十周年記念誌 - 】より一部抜粋

昭和 50 年	ろうあ者相談員 1 人設置(川崎市民生局福祉課非常勤嘱託)												
昭和 52 年	ろうあ者相談員 1 人増員(川崎市民生局福祉課非常勤嘱託)												
昭和 55 年	ろうあ者相談員を手話通訳者として正職員化要求(2月 大会スローガン・6月対市交渉)												
昭和 58 年	ろうあ者相談員を手話通訳者として正職員化を要求・署名運動(10月) ろうあ者相談員の身分移行について(3月対市交渉) ろうあ者相談員正職員化(市嘱託 川崎市社会福祉協議会正職員・4月) ～情報文化センター設置要求(9月・10月対市交渉/11月 大会スローガン)												
昭和 61 年	川崎市「聴覚障害者の情報保障」調査研究報告書・5 提言(1月) <table border="1" data-bbox="416 763 1442 969"> <tr> <td>提言 1</td> <td>情報技術・情報機器の積極的活用</td> </tr> <tr> <td>提言 2</td> <td>ろうあ者相談員及び手話通訳者の増員と利用制度の充実</td> </tr> <tr> <td>提言 3</td> <td>手話通訳者の養成・研修、水準の向上資格取得者の増加</td> </tr> <tr> <td>提言 4</td> <td>「手話通訳推進協議会」(仮称)の設置</td> </tr> <tr> <td>提言 5</td> <td>聴覚障害者情報センター(仮称)設置</td> </tr> </table>	提言 1	情報技術・情報機器の積極的活用	提言 2	ろうあ者相談員及び手話通訳者の増員と利用制度の充実	提言 3	手話通訳者の養成・研修、水準の向上資格取得者の増加	提言 4	「手話通訳推進協議会」(仮称)の設置	提言 5	聴覚障害者情報センター(仮称)設置		
提言 1	情報技術・情報機器の積極的活用												
提言 2	ろうあ者相談員及び手話通訳者の増員と利用制度の充実												
提言 3	手話通訳者の養成・研修、水準の向上資格取得者の増加												
提言 4	「手話通訳推進協議会」(仮称)の設置												
提言 5	聴覚障害者情報センター(仮称)設置												
昭和 63 年	「聴覚障害者の情報保障」市議会で質問(2月) 手話通訳等推進協議会準備委員会<市・川聴協・通訳者団・相談員・手サ連・筆記>発足(7月) 情報文化センター設置要求(9月対市交渉)												
平成元年	情報文化センター建設要求(9月対市交渉・11月大会スローガン) 手話通訳等推進協議会準備委員会「中間報告」の提出(10月) <川聴協・通訳者団・相談員・筆記 G・手サ連の協議のまとめ> (1) 聴覚障害者福祉の窓口の一本化 センター化 (2) 手話通訳制度の見直し (3) ろうあ者相談員設置事業の見直し												
平成 2 年	「聴覚障害者情報保障事業」を川崎市が川崎市社会福祉協議会へ委託(4月) <table border="1" data-bbox="416 1525 1442 1704"> <tr> <td colspan="3">『聴覚障害者情報保障事業』の職員構成</td> </tr> <tr> <td>正職員</td> <td>コーディネーター</td> <td>1 人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ろうあ者相談員</td> <td>2 人(健聴者 1 人+聴覚障害者 1 人)</td> </tr> <tr> <td>非常勤嘱託</td> <td>専任手話通訳者</td> <td>3 人</td> </tr> </table>	『聴覚障害者情報保障事業』の職員構成			正職員	コーディネーター	1 人		ろうあ者相談員	2 人(健聴者 1 人+聴覚障害者 1 人)	非常勤嘱託	専任手話通訳者	3 人
『聴覚障害者情報保障事業』の職員構成													
正職員	コーディネーター	1 人											
	ろうあ者相談員	2 人(健聴者 1 人+聴覚障害者 1 人)											
非常勤嘱託	専任手話通訳者	3 人											
平成 10 年 12 月	市社協「聴覚障害者情報提供施設検討報告書」 施設の管理・運営は、本来的には聴覚障害者団体が行うのが望ましく、他県市では委託されている。しかし、実績のある法人組織に委託するという川崎市の基本的な考え方もあり、本会が受託する。将来的には、聴覚障害者団体が法人格を取得し、施設の管理・運営を継承できるよう期待したい。												
平成 12 年 1 月	『川崎市聴覚障害者情報文化センター』オープン = 川崎市社協が受託												

平成 13 年 8 月	<p>市社協「地域福祉活動推進計画策定」に向けた団体との懇談会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各団体の意見・要望</p> <p>< 川崎市聴力障害者協会 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 手話通訳者の養成充実 2. 手話通訳者の緊急派遣体制の確立 3. 当事者による情報文化センターの将来的な受託運営 <p>< 川崎市中途失聴・難聴者協会 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要約筆記者の養成 2. 難聴者のための専門相談員の配置 <p>< 川崎市聴覚障害者親の会 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ろうあ高齢者のための施設整備 <p>< 川崎市登録手話通訳者団 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専門技術研修への支援 2. 手話通訳者を専門職として社会的認知を促進する啓発活動の推進 <p>< 川崎市登録要約筆記者協会 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 要約筆記者養成講座への協力 2. ボランティアグループの育成支援 3. 要約筆記の社会的認知を促進するための啓発行動の推進 </div> <p>< 市社協としての対応 ></p> <p>当事者による将来的なセンターの受託運営を検討するため、幅広く公平に選出された関係団体・当事者の代表者による<u>検討委員会を設置して検討する。</u></p>
平成 14 年 3 月	<p>市社協「地域福祉活動推進計画」策定</p> <p>= 当事者運営に向けての検討委員会の設置(平成 16 年度の設置目標)</p>
平成 16 年	<p>土曜日夜間開館スタート(第 1, 3 土曜日)</p> <p>第 1 回 当事者運営あり方検討委員会</p>
平成 17 年	<p>指定管理制度の開始 指定管理者に申請。</p> <p>第 2 回 当事者運営あり方検討委員会</p>
平成 18 年	<p>センターの指定管理者制度(5 年間)のスタート</p> <p>土曜日夜間開館 月 2 回 毎週</p> <p>第 3 回 当事者運営あり方検討委員会</p> <p>市社協「第 2 期地域福祉活動推進計画」策定</p>
平成 19 年	<p>職員体制の見直し</p> <p>難聴関係専門職員の配置(難聴者相談員、要約筆記派遣コーディネーター)</p> <p>手話通訳派遣コーディネーター体制の見直し</p> <p>(常勤嘱託 専任手話通訳者 4 名 正職員 手話通訳派遣コーディネーター 2 名 臨時職員 2 名)</p> <p>第 4 回 当事者運営あり方検討委員会</p>
平成 20 年	<p>手話通訳派遣コーディネーター)体制の見直し</p> <p>非常勤手話通訳派遣コーディネーター 2 名</p> <p>第 5 回 当事者運営あり方検討委員会</p>

平成11年1月
川崎市社会福祉協議会

はじめに

- ・平成10年度 補正予算において、情報提供施設の建設費が計上され、老人いこいの家との複合施設として、平成11年10月頃に完成が予定されている。
- ・情報提供施設の委託先法人組織として本会が有力候補として挙げられており、検討会を設け論議し、基本的見解をまとめた。

1. 聴覚障害者情報提供施設について

(1) 聴覚障害者提供施設とは

- ・「身体障害者福祉法」第33条に定められた法定施設であり、厚生省「運営基準」に基づき管理・運営される。
- ・施設の事業には、字幕(手話)入ビデオの制作及び貸出し、手話通訳者の派遣、相談事業等が指定されている。

(2) 川崎市における経緯

- ・昭和61年3月「聴覚障害者の情報保障－川崎市における手話通訳問題とその対応－」において「提言」される。
- ・平成5年3月「川崎新時代2010プラン」の基本計画にうたう。
- ・平成5年8月「川崎新時代2010プラン第1次中期計画」に完成年度を明記する。
- ・平成9年6月「かわさきノーマライゼーションプラン -障害者保健福祉計画-」にも具体的に明記する。
- ・川崎市聴力障害者協会では、昭和55年以降の「ろう者大会」の大会決議やスローガンにおいて施設設置を毎年掲げている。

2. 社会福祉協議会と聴覚障害者事業

(1) 川崎市における経緯

- ・昭和50年11月川崎市福祉課に、ろうあ者相談員(非常勤職員)を配置する。
- ・昭和58年4月ろうあ者相談員2名(正規職員)を社協に配置する。

(2) 社会福祉協議会と聴覚障害者事業

- ・昭和58年4月ろうあ者相談員2名(正規職員)を配置する。
- ・平成2年4月「聴覚障害者情報保障事業」を川崎市より受託する。職員として、ろうあ者相談員2名、コーディネーター1名及び専任手話通訳者3名(非常勤職員)を配置し、平成5年4月専任手話通訳者1名(非常勤職員)増員する。

(3) 情報提供施設と現委託事業

- ・ 施設の事業は、厚生省「運営基準」の指定事業及び川崎市から受託している「聴覚障害者情報保障事業」を包含した10事業が予定されている。
- ・ 事業の一部には、現在別団体が受託実施している事業もあるが、施設開設後は全て施設事業として位置づけられる。

3. 情報提供施設のあり方

(1) 情報提供施設の理念

- ・ 基本的人権の保障という理念に基づき、聴覚障害者の生活支援と福祉推進のための拠点施設とする。

(2) 情報提供施設の運営

- ・ 地域社会に開かれた総合的福祉施設として運営する。
- ・ 地域代表、ボランティア及び関係組織、団体等との連携を密にし運営する。

(3) 情報提供施設の事業及び職員

- ・ 厚生省「運営基準」の指定事業及び現在受託している「聴覚障害者情報保障事業」を包含した10事業。
- ・ 職員配置は、事業の重責に鑑み、施設長を含め13名の正規職員が必要であり、組織は2課体制とする。

4. 情報提供施設の受託要件

(1) 委託事業の考え方

- ・ 委託事業は、行政責任の事業を民間法人組織が契約に基づき執行することである。
- ・ 事業費はすべて委託料で賄うべき性格のものである。
- ・ 契約にあたって、受託者の意思は十分尊重されなければならない。

(2) 施設管理の範囲

- ・ 情報提供施設は老人いこいの家との複合施設であり、管理・運営の範囲をあらかじめ明確にしておく必要がある。

(3) 委託事業の内容

- ・ 施設事業として、複数の事業が予定されており、契約書上、事業名の明記と各事業要綱を事前に作成しておく必要がある。

(4) 施設職員の確保と身分保障

- ・ 事業及び職務に見合った13名の職員は最少要員であり、その身分は正規職員としての処遇が必要である。
- ・ 正規職員と非常勤職員との身分的混在には多くの問題もあり、職員の健康問題等を含めて十分協議すべき事項[^]である。
- ・ 施設長は、施設の管理・運営能力を有し、事業及び職員をスーパーバイズできる資質を備えた人が望ましい。

(5) 事故責任と補償体制

- ・ 事故発生における補償体制及び責任主体について、契約に明記する必要がある。

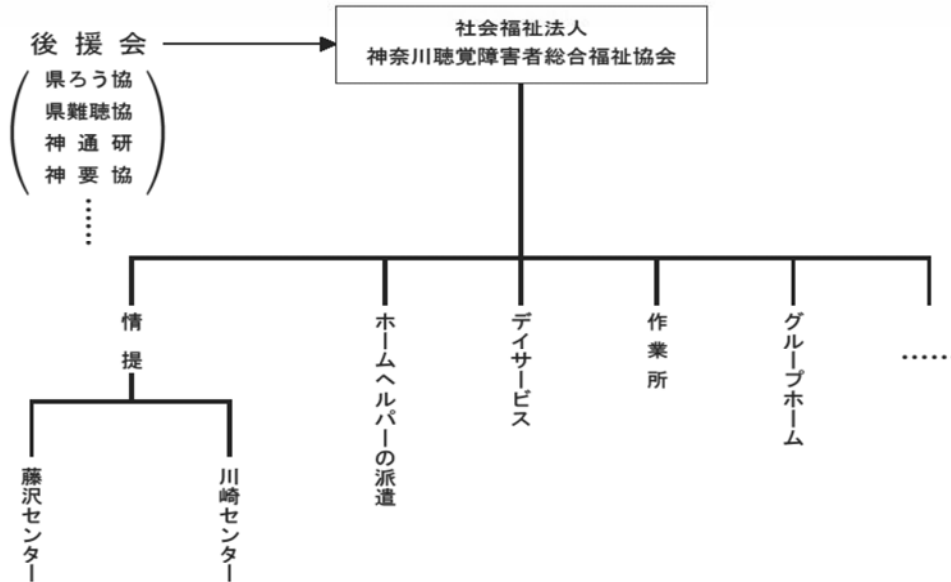
(6) その他の問題

- ・ 施設開設には関係者等への周知徹底や職員研修等を含め、一定の準備作業が必要であり、川崎市との事前調整及び情報等の共有が肝要である。

おわりに

- ・ 情報提供施設をこれまでの経験と教訓を生かし、21世紀を展望した聴覚障害者福祉の殿堂として運営していきたい。
- ・ 施設の管理・運営は、本来的には聴覚障害者団体が行うのが望ましく、他縣市では委託されている。しかし、実績のある法人組織に委託するという川崎市の基本的考え方もあり、本会が受託する方向で検討した。
- ・ 将来的には、聴覚障害者団体が法人格を取得し、施設の管理・運営を継承できるよう期待したい。

- 1 幅広い聴覚障害者福祉の発展を目指し、
将来的には聴覚障害者が安心して利用できる社会資源の創設も視野に入れ、
社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会を選択

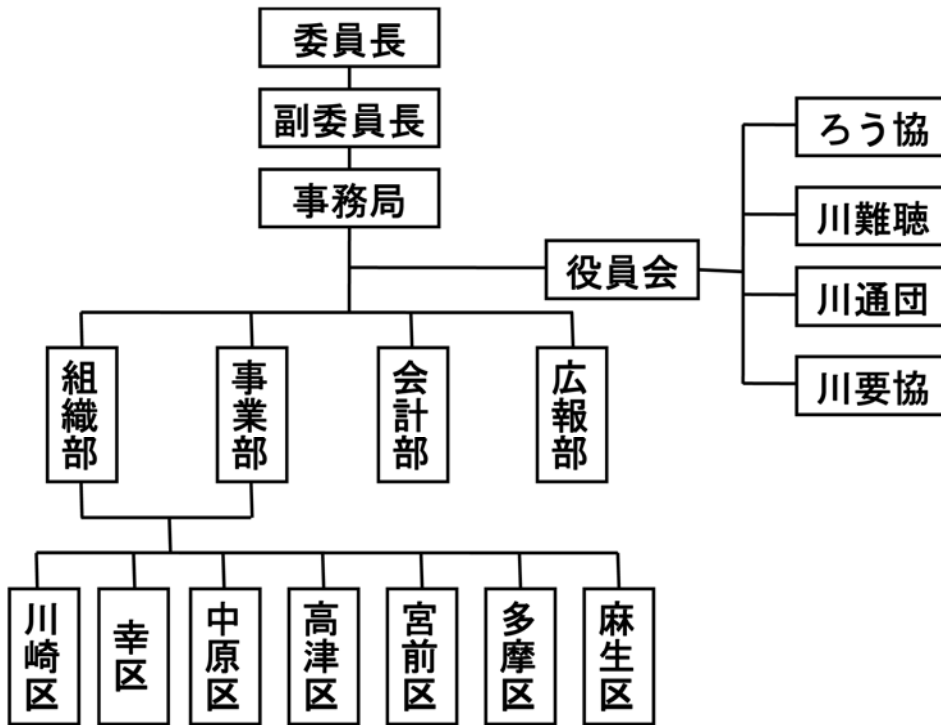


- 2 そのための取り組みを進める団体の名称を決める

**川崎市聴覚障害者情報文化センター
の当事者運営を目指す準備委員会**

※略称→準備委員会

3 準備委員会の組織体制を決める



4 委員長、事務局、各部長などを担当する団体を決める

準備委員長	: ろう協	}	ろう協	5名
準備副委員長	: 川難聴		川難協	3名
事務局長	: ろう協		川通団	3名
会計部長	: ろう協		川要協	3名
組織部長	: ろう協		合計	14名
組織副部長	: 川通団			
事業部長	: ろう協			
事業副部長	: 川難協			
事業副部長	: 川通団			
事業副部長	: 川要協			
広報部長	: 川難協			
広報副部長	: 川要協			
会計監査	: 川通団			
会計監査	: 川要協			